危機管理マニュアル

令和４年４月改訂

１．消防計画
２．学校事故発生時の救急体制
３．非常災害時(風水害を含む)の緊急措置について
４．Ｊアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応
５．防犯マニュアル
　(1)不審者侵入防止マニュアル
　(2)不審者侵入時の危機管理マニュアル
６．事故発生時の緊急対応
　(1)大きなケガ・アナフィキラシー・心停止などの対応
　(2)その他のけが・病院への対応
７．虐待対応
８．地震発生時における学校の対応について

枚方市立氷室小学校

1.消防計画

学校管理者　　枚方市立氷室小学校　　校長　堀　仁

防火管理者　　枚方市立氷室小学校　　教頭　梶野陽二郎

防火対象物　　枚方市立氷室小学校
住所　　枚方市尊延寺3丁目1番38号
電話　　050－7102－9060
FAX　　072-858-8244

消防計画の目的

この計画は、消防法第8条1項に基づき、枚方市立氷室小学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

1．学校またはその付近に非常災害が生じた場合、本校職員は、本規定に基づき、沈着、冷静に、臨機応変の措置をとること。また、非常時、職員不在の時は、直ちに登校すること。

2．職員勤務時間外に校内または学校付近に非常災害が生じた場合は、学校管理人は、直ちに下記の処置をとること。

①　消防署 119　　交野警察 110 (072-891-1234)
②　学校長の指示により、枚方市教育委員会、教職員、ＰＴＡ会長に連絡する。
③　学校長または教職員出勤までは責任をもって防護につとめる。
④　重要物品の搬出及び保管
☆　重要文書・帳簿　　☆　公　印

3．職員勤務（児童在校）中に校内または学校付近に非常災害（火災・水害・地震など）が生じた場合は、直ちに非常の合図をし、放送設備を通じて各学級に通報する。

☆　避難方法は、下記の通りとする。
①　学校長または教職員は、出火場所、風向き、火勢等を勘案して、避難場所を指示する。
②　教職員は、直ちに非常出口を開放する。
③　学級担任は、学校長の指示に従って、児童を安全な場所へ誘導し、朝会の隊形に整列させ点呼する。
④　担任以外の教職員は、学校長の指示の下で、直ちに非常勤務に就く。
⑤　脱出に関しては、状況により、次のいずれかの方法をとる。
ア、地区別に集合させ、集団下校させる。
イ、学級担任が引率して、安全な場所に避難させる。避難中の児童は、保護者の出迎えを待って、確実に引き継ぎをした後帰宅させる。
☆避難場所は、次の通りとする。
・原則として、運動場に朝会の隊形とする。

４．防災対策

①　平常時の対策

ア、火気、電気、ガス、薬品類等の設備とその取り扱いには、細心の注意を払う。

イ、火気の取り締まり責任者をもうけ、不断の注意を払う。

ウ、各場所に防火資材を常置し、非常に備える。

②　職員勤務時間外の対策（学校管理人の勤務中の場合）

ア、火気、電気、ガス、薬品等の設備とその取り扱いには、細心の注意を払う。

イ、校内巡視を下記の時刻に定期的に行う。

午後5時　　午後7時　　午後9時　　午前7時

◇　火災予防、盗難には、充分注意すること。特に、巡視経路については、各階、各室を巡視巡回し、施錠、火気、電気、ガス等の安全が保たれていることを確認する。

③　各室の火気取り締まり責任者

校長室	校長	校務員室	校務員
職員室	教頭	学校管理人室	学校管理人
会議室	教頭	特別教室	各担当者
男子更衣室	教頭	各教室	各学級担任
女子更衣室	養護教諭	保健室	養護教諭

④　非常時の組織

総指揮	校長	連絡	事務職員
通報	事務職員	搬出	教頭

消　　火	男性職員を中心に対応する。
救　　護	養護教諭
避難・誘導	学級担任
配慮を要する児童	支援学級担任・担任外教員

５．　地震対策

①　担任の指導のもとに学習用具はそのままにして、児童は机の下に避難させる。（配慮を要する児童に留意する）
②　担任の指導のもとに帽子等を着用し、所定の場所を通り避難させる。
③　担任は学級の人数を点呼し、学年を取りまとめて、学校長に異常の有無を報告する。
④　ストーブ使用中は、元コックを閉じ、担任の指導のもとに行動させる。
⑤　その他は、防火避難に準ずる。

６．風水害対策

風水害発生の状況により、学校長の指示で、登校停止、下校、その他適切な処置をとる。その他は、防火避難に準ずる。

７．避難訓練実施計画

6月　不審者対応避難訓練・防犯講習会・安全確保の訓練
　6月1日～6月30日を子どもの安全確保推進月間
　（6月8日の「学校の安全確保・安全管理の日」の周知）
9月　風水害発生を想定・安全確保の訓練
11月　火災発生を想定・安全確保の訓練
1月　地震発生を想定・安全確保の訓練

＊ストーブ使用中は、常にストーブの安全を点検する。

８．避難時における留意点

①　校舎内、特に階段では走らせない、押させない。
②　口を閉じ、静かに行動させる。
③　火災の際は、窓を閉め、ハンカチを口に当てさせる。
④　地震の際は、戸や窓を開け、机下に入る等して指示を待つ。

９．避難訓練の計画時における工夫

①　休み時間に行う。
②　児童には月日は教えるが、時間は教えずに行い、各自の対応力を向上させる。
③　引き渡し時に把握するための、「引き渡し方法確認表」を作成、それを活用した集団下校を行う。

2.学校事故発生時の救急体制

目的：学校で起きる予期せぬ事故が発生した場合に対しては、平素から全職員が救急措置に対する知識と理解をもち、連絡の順序と体制を確認し、校長・教頭と報告相談のうえ、適切に速やかに対処する。

（１）事故発生時の緊急対策

① 処理方法

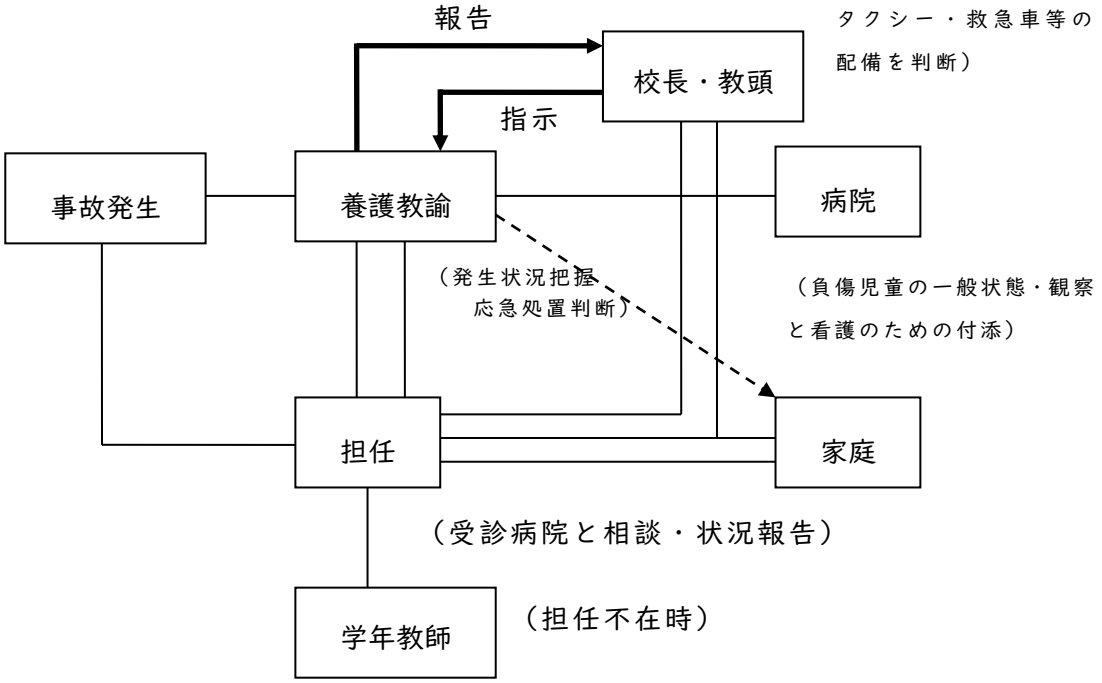

事後措置

担任へ経過報告
スポーツセンター
手続き
（安全共済会）
本人への生活規制
（運動・入浴・食事
安全面の指導）

手続き（日本スポーツ振興センター・安全共済会）
（担任） 学校用災害報告書記入→養護教諭へ
（養護） 災害報告書・医療などの状況作成
↓提出
市教委（点検・整理・作成）
大阪府支部（審査・給付決定）
市教委→給付金保護者へ

② 事後処理についてのきめ細かい配慮

ア、負傷者救済を第一とし、他の児童が動揺しないよう配慮する。
イ、状態により勝手に動かさず、養護（助）教諭・他職員の力を借りる。
ウ、首から上の負傷は、特に注意し必ず専門医の診察を受ける。
エ、事故の原因や状況を詳細に記録しておく。
オ、ケガに加害者がある場合、学年の教師・教頭・校長とよく相談をする。
カ、保護者へは速やかに連絡し誠意をもって対応する。必要があれば家庭訪問しておく。

（２）上記以外のけが・病気の処置について

①　けが

応急処置・・・・・　養護教諭が当たる。不在時は、教頭・担任が当たり、保健室カードに記入する。

事後処理・・・・・・家庭に事実の連絡をする。電話・連絡帳などにより、いつ、どこで、どうなった、処置をどうした、家庭で注意して欲しいことなど、とくに目、頭のけがは配慮する。

②　病気

ア、保健室での休養は1時間を原則とする。1時間してもよくならない時は、保護者に連絡し、迎えにきてもらう。原則として薬は与えない。

イ、熱が37．5度以上の場合は保護者に連絡し、迎えに来てもらう。担任が授業で教室を離れられない時は、養護教諭が電話連絡する。保健室で保護者に引き渡し、保護者は教室に荷物を受け取りにいき担任と連絡を取る。
特に必要でなければ荷物は、事前に保健室においておく。

ウ、1時間休養後、回復したときは、授業に復帰させる。養護教諭から担任へは連絡票で状況を伝える。
家庭へ事実の連絡をする。（担任が電話・連絡帳等で）

（３）学校伝染病にかかったとき

「出席停止」
（水痘・はしか・流行性耳下腺炎・インフルエンザ・その他）
用紙は職員室窓側の引き出しにある。
登校時に保護者の記入で持参　→　保健室
※友達に届けさせるのは、出席停止の意味がなくなるので注意する。

４．保健室利用の場合（養護教諭不在の時）

ア、校外学習・修学旅行・研修会また養護部会・病院へ行き不在のとき保健室のどこに何があるのか、知っておく。

イ、保健室利用後は必ず、窓及び出入口の施錠をする。
特に冬季のストーブ使用については注意する。

氷室小の関係病院

外　　科	高井　病院	耳　鼻　科	鶴原耳鼻咽喉科（校医）
歯　　科	吉田　歯科（校医）	内　　科	田中　医院
眼　　科	田辺　眼科	内　　科	西田クリニック（校医）
眼　　科	渡邊　眼科（校医）	内　　科	長尾台田中診療所
耳　鼻　科	岡崎耳鼻咽喉科		

3.非常災害時の緊急措置について

気象庁より、特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときの対応について

1 午前7時現在

枚方市に

特別警報が発表されているときは、**臨時休校**。

暴風警報、**暴風雪警報**、**洪水警報**が発表されているときは、登校させないで**自宅待機**。

2 午前9時現在

暴風警報、**暴風雪警報**、**洪水警報**が解除されたときは、第2校時より授業を行います。

（本校では、いつもの集合時間の 1 時間 30 分後に集まって登校してください。学校給食はありますので、下校は平常通りです。）

いずれかが発表中の場合は、引き続き**自宅待機**。

3 午前 10 時現在

暴風警報、**暴風雪警報**、**洪水警報**が解除されたときは、第3校時より授業を行います。

（本校では、いつもの集合時間の 2 時間 30 分後に集まって登校してください。学校給食はありませんので、午前中授業で下校します。）

いずれかが発表中の場合は、**臨時休校**。

4 登校後

枚方市に

特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。

暴風警報、**暴風雪警報**、**洪水警報**が発表されたときは、地区ごとに教師引率のもと、集団下校する、あるいは学校に待機する等、雨量・通学路の状況により判断します。

枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合

・気象情報及び避難情報により、上記の対応と異なる場合は、学校園を通じてお知らせします。

5 留守家庭児童会室

午前 11 時現在、警報が解除されているときは、通常どおり午後1時 15 分より（※午前9時から午前 10 時の間に解除されたときは午後0時 15 分から）開室します。（詳細は、留守家庭児童会室にご確認ください）

暴風警報・暴風雪警報・洪水警報における判断チャート

ポイント ① 暴風警報・暴風雪警報・洪水警報が発表されているか

ポイント ② 暴風警報・暴風雪警報・洪水警報が枚方市に発表されているか

以上に該当する場合は、学校からの連絡のある・なしに関わらず、下記のように対応をお願いいたします。

午前７時現在 発表中

いいえ（解除）→ **普通通りの授業**

はい ↓

児童は、自宅待機・・・「氷室いきいき広場」は臨時休業

９時まで様子を見て待ちます。
ただし、９時までに解除されれば、
２校時より授業を始めますので登校させてください。

午前９時現在 発表中

いいえ（解除）→ **２校時より授業を始めますので、登校させてください。いつもの集合時間の １ 時間 30 分後に集まって登校させてください。（給食はあります。）**

はい ↓

児童は、自宅待機

10 時まで様子を見て待ちます。
ただし、10 時までに解除されれば、
３校時より授業を始めますので登校させてください。

午前 10 時現在 発表中

いいえ（解除）→ **３ 校時より授業を始めますので、登校させてください。いつもの集合時間の２時間 30 分後に集まって登校させてください。（給食がありませんので午前中の授業で下校します。）**

はい ↓

臨時休業（登校せず、自宅学習）

枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合

・気象情報及び避難情報により、上記の対応と異なる場合は、学校園を通じてお知らせします。

(2)非常災害時の配備体制

配備区分	配備時期	配備体制	時間外	
			学校	学校教育部各課
1号配備	・災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難な時 ・枚方市域で、震度５弱	・予め指名した職員約 10% ・指示により避難所設置 （市長が任命した避難所派遣職員２名）	２名 **校長・教頭**	１名
2号配備	・小規模の災害が発生した時、またはそのおそれがある時 ・枚方市域で、震度５弱	・予め指名した職員約 25% ・指示により避難所設置 （市長が任命した避難所派遣職員２名）	２名 **校長・教頭**	２名
3号配備	・中規模の災害が発生した時、またはそのおそれがある時 ・枚方市域で、震度５強	・予め指名した職員約 50% ・指示により避難所設置 （市長が任命した避難所派遣職員２名）	各学校の状況に応じ約 50% **校長・教頭・栗原** **盛岡・高橋・杉本** **神永・安井・吉形** **宮田・大塚・佐々木**	予め指名した職員約 50%
4号配備	・大規模の災害が発生した時、または発生するおそれがある時 ・枚方市域で、震度６弱以上	・全職員 ・避難所は自動設置 （市長が任命した避難所派遣職員２名）	**全員**	全員

※「枚方市防災マニュアル」参照のこと

【参考】

◎　枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

（防犯及び防災計画）

第 17 条　校長は、学校の防犯及び防災の計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

２　前項の計画は、特に児童及び生徒の安全を確保するための措置が講じられたものでなければならない。

（施設及び設備の損傷等）

第 18 条　校長は、学校の施設及び設備を著しく損傷し、若しくは亡失し、又は設備が使用に堪えなくなったときは、その理由を付して教育委員会に報告しなければならない。

4.Ｊアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

①　児童への指示と避難行動

児童が屋外にいる場合　⇒　すぐに近くの校舎への避難を指示し誘導する。

児童が屋内にいる場合　⇒　窓から離れ、 机の下にもぐり頭部を保護する。

＜近くにミサイルが落下した場合＞

児童が屋外にいる場合　⇒　口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ校舎内又は風上へ避難を指示し誘導する。

児童が屋内にいる場合　⇒　換気扇を止め、窓を閉め、室内を密閉する。

※校外学習等で学校外にいる場合は、枚方市のガイドライン（別紙①）に基づいた避難行動を取るともに、学校へ連絡する。

②　正確な情報収集

・Ｊアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

・教育委員会または行政機関等からの指示があれば、それに従い落ち着いて行動する。

③　登下校時の留意事項

〇ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外（約 30ｋｍ）または大阪府域外に落下した場合

⇒　Ｊアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下が確認できた場合は、安全確認後、原則として児童の登下校を再開する。

〇ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内（約 30ｋｍ）または大阪府域内に落下した場合

⇒　Ｊアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全確認ができるまでは児童を学校で待機させる。

〇ミサイルの落下物を発見した場合 ⇒　決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

④　その他の対応

別紙①の「Ｊアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン」に基づいて対応する

別紙①

Ｊアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

※本ガイドラインは大阪府教育庁が作成のガイドラインをもとに、次の２点について変更しています。

①市立学校園を対象としています。

②枚方市の位置関係を考慮し、対象範囲として「枚方市を中心とした一定距離圏内（約 30ｋｍ）」を含ませています。

Ⅰ　あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1　幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記 「Ⅱ　Ｊアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2　幼児児童生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

Ⅱ　Ｊアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※　幼児児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないよう、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

1　速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合　⇒　できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

建物がない場合　⇒　物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合　⇒　窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

＜近くにミサイルが落下した場合 ＞

〇屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

〇屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Ｊアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。
行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2　登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外（約 30ｋｍ）または大阪府域外に落下した場合

⇒　Ｊアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内（約 30ｋｍ）または大阪府域内に落下した場合

⇒　Ｊアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒　決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

Ⅲ　Ｊアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

1　Ｊアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在校・在園時	校園舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、 幼児児童生徒等の安全確保に努める
登校・登園前	自宅待機
登下校時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を 校園舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校外・園外活動時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

2　状況別の臨時休業の取扱い等

状況パターン	**A** **領土・領海外に落下**	**B** **日本の上空を通過**	**C** **領土・領海に落下（Dを除く）**	**D** **枚方市を中心とした一定距離圏内（約30ｋｍ）または大阪府域に落下**
臨時休業の取り扱い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在校・在園時	教育活動を再開			①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登下校時	（登校時） 登校後、教育活動再開 （下校時） 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること			○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う
校外・園外活動時	安全確認後、校外・園外活動を再開			①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する

5.防犯マニュアル

（１）不審者侵入防止マニュアル

Ａ：基本的な認識

①「附属池田小学校のような事件が本校でも発生する可能性はある」という認識を持つ。

②事件発生の際は、児童の生命・身体の安全確保を最優先する。

③児童の安全を守るために、常にホイッスルを着用させる。

④セキュリティシステムとして学校内への「不審者」の侵入を未然に防ぐための危機管理システムの確立する。

Ｂ：登下校時における指導

①登校時は通学路を通って遅れず集団登校、下校時は近所の友達と一緒に帰る。

②登下校時等に万一の事態が発生した場合、「大声を出す」「ホイッスルを吹く」「その場を素早く逃げ出す」等の対処を行い、交番や「子ども１１０番の家」に緊急避難する。

③登下校時の児童の安全確保のため、PTAや地域の方々による校区パトロール・見守り隊等の協力を得る。

④集団下校（一斉下校、学年別下校等）を定期的に実施する。

Ｃ：登下校時の閉門

①校内への出入り口を限定し、児童の登下校時以外は、正門及び裏門を閉鎖（施錠）する。

②正門及び裏門を閉鎖（施錠）中は、インターホンで対応し、安全監視員・安全監視ボランティアが対応する。

Ｄ：来校者への対応

①来校者への声かけ（名札をつけていない、挙動不審である等）
「ご用件はお聞きしていますか？」「ご用件はお済みでしょうか？」

②名札の着用
来校者には職員室で受付、来校者名簿に記名の上、名札を着用願う。

③学校からの退出要求を聞き入れてもらえない場合
すぐに、職員室へ連絡し、１１０番通報する。

（２）不審者侵入時の危機管理マニュアル

危機管理システムとして不審者が校内に侵入した際、速やかに対応できる危機管理システム確立

Ａ：不審者侵入時の教職員の役割分担

緊急対策本部長 校長　　全体指揮、外部との対応

緊急対策副部長　教頭

- 通報担当（教頭・職員室待機職員）
  - ・交野警察署　　110（891－1234）
  - ・枚方東消防署　119（852－9999）
    （氷室出張所：852－9840）
  - ・市教育委員会　15－8048（050－7105－8048）
  - ・杉中学校　　19－5641（050－7102－9240）
  - ・菅原東小学校 5391（050－7102－9144）場合により他の小学校にも。
- ・ＰＴＡ会長、民生児童委員、避難誘導担当
  - ・周辺現場教職員・各担任
  - ・安否確認
  - ・学年主任→教務主任→教頭
- 緊急放送担当（職員室待機職員）
- 救護担当（養護教諭・校務員）
- 不審者対応担当（発見者・現場周辺教職員）
- 電話対応担当（事務職員）
- 安否確認担当
  - ・全体掌握（教頭、教務主任）
  - ・学年学級（学年主任、学級担任）
  - ・校内外巡視（安全監視員、安全監視ボランティア）

Ｂ：教室・廊下への不審者侵入時の対応

① 防犯ホイッスルか防犯ブザーを鳴らし続ける。
② 火災報知器を鳴らす。
③ 侵入者への対応を行う。
④ 侵入者対応の応援をする。同時に、職員室へ連絡する。
⑤ 児童の避難誘導を行う。同時に、交野警察署・枚方東消防署へ通報する。
⑥ 負傷児童の応急手当、児童の安全確認を行う。

C：防犯訓練の実施

① 不審者の侵入を想定した防犯訓練を行い、緊急事態に児童が安全に避難できるよう努める。

② 関係機関と連携し、児童の安全確保のための教職員研修を実施する。

D：防犯用具の活用

① 教職員は防犯用ホイッスルを常時携行し、教室等には防犯ブザーを常設し緊急時に活用する。

② 児童にも防犯ホイッスルの携行と防犯ブザーの使用方法を指導しておく。

③ 児童に危害を加えようとする侵入者に対抗するため、教室等の各階に設置しているサスマタや職員室の警備用盾を使用する。

E：緊急体制

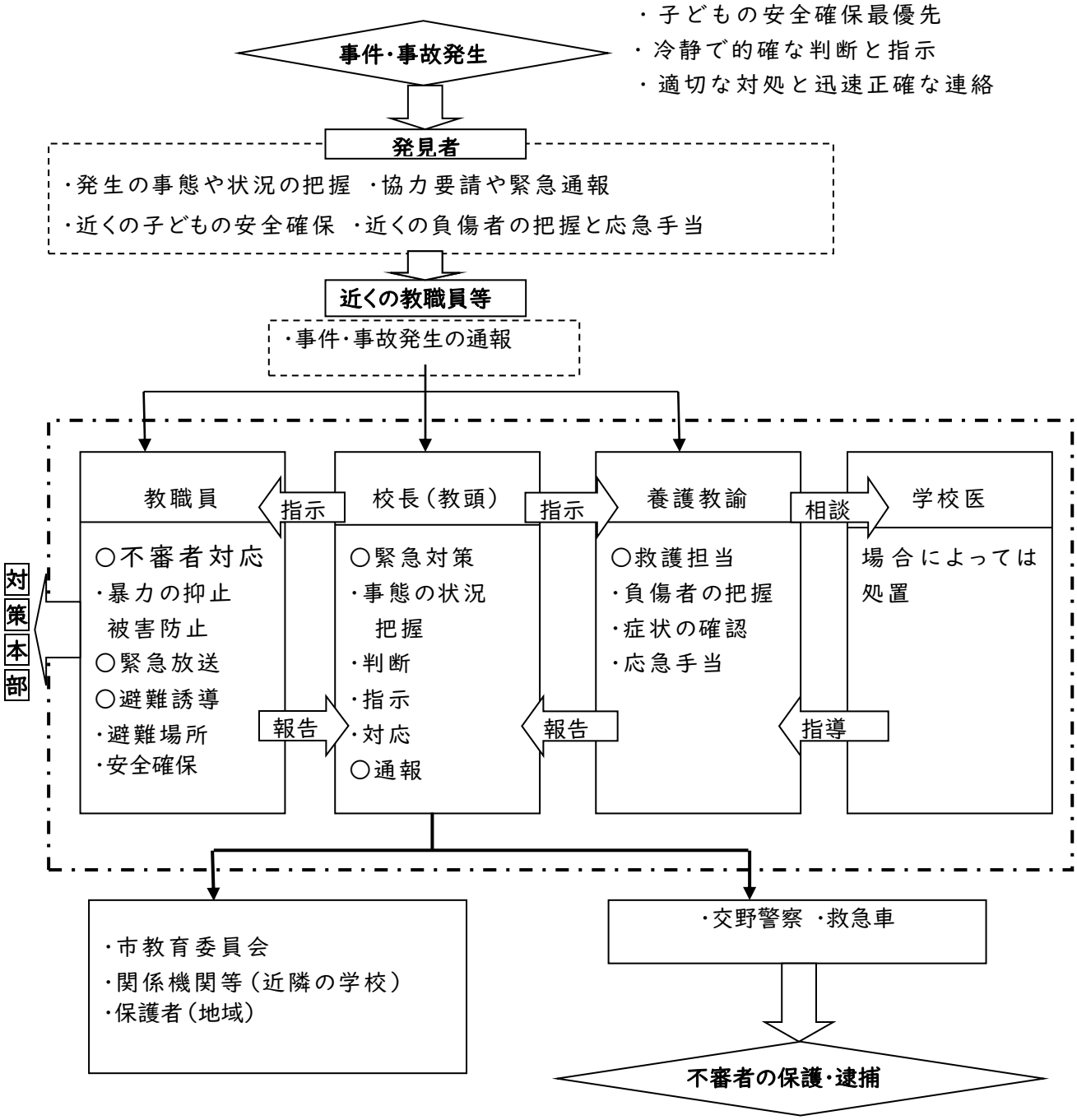

6.事故発生時の緊急対応

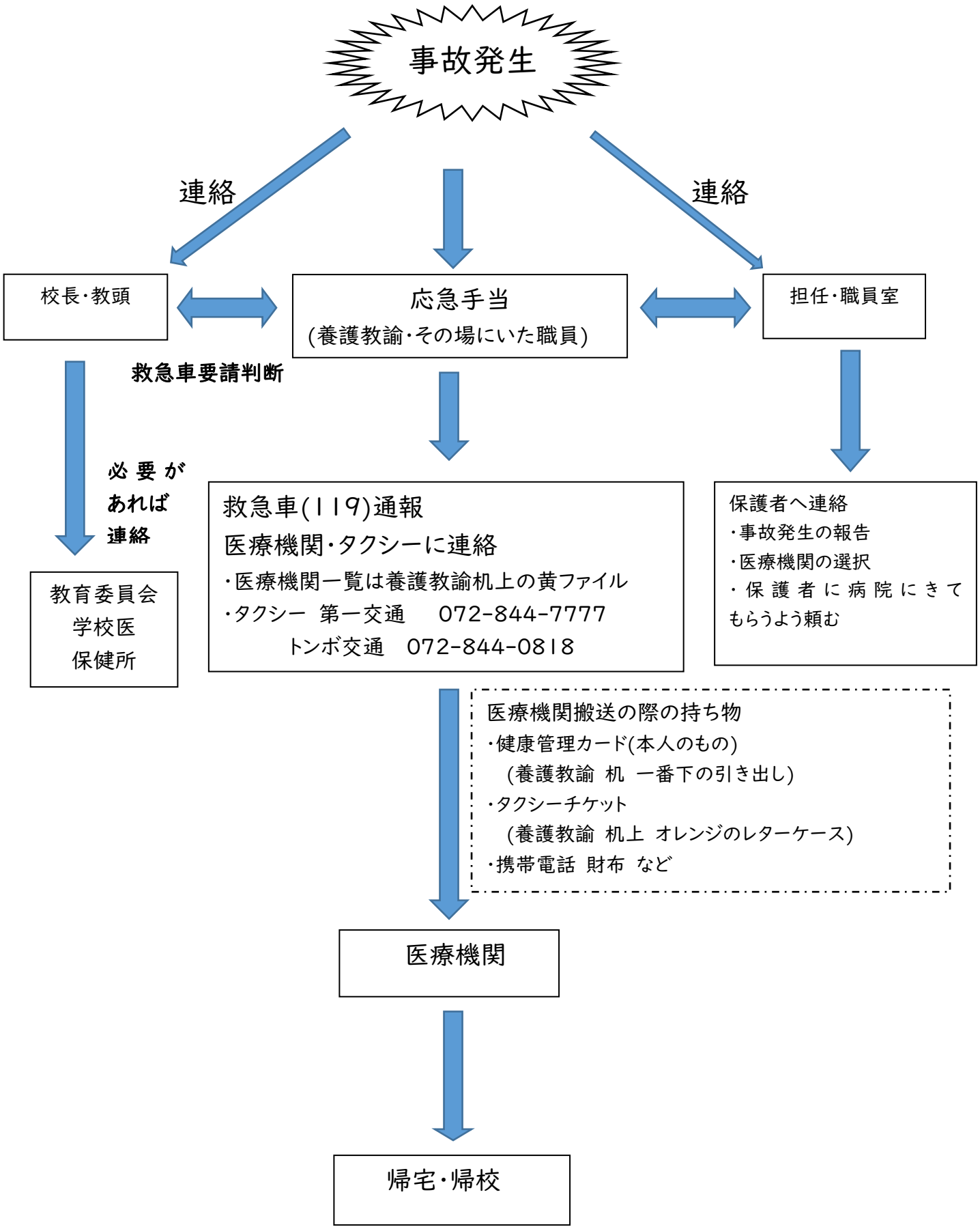

7、虐待対応

		指揮　校長 虐待対応委員会 校長 教頭 虐待対応担当者 生指主担 当該担任・学年 養護教諭 ※状況に応じて、兄弟の担任も加わる。
事前の危機管理	確 認	① 各担任 毎日の健康観察時 ② 養護教諭 体重測定や内科検診時 日々の健康観察時
	事 前	① 教職員は、常に児童の表情・衣服・けが等の状況に敏感になり、気になることがあれば、迅速に管理職及び虐待対応担当者に報告・連絡・相談をする。 ② 児童には、困ったことがあれば、すぐに担任や養護教諭、心の教室相談等、本人が相談しやすい人に相談することを指導する。
発生後	初 期 対 応	① 必要に応じて、外部組織を交えた虐待対応委員会を開く。 ② 重篤なケガは、管理職がすぐに「大阪府中央子ども家庭センター」に通告するとともに、教育委員会児童生徒支援室へ報告する。 ③ 命にかかわる状況でないと考えられる場合は、管理職が枚方市子ども総合相談センターに通告または相談をおこない指導を仰ぐ。また、教育委員会へ報告する。 ④ 状況に応じて、保護者に注意喚起をおこなう。 ⑤ 虐待対応担当者は経過を記録しておく。
	事 後 対 応	① 一時保護が決定した後は、関係機関と密に連絡をとりあう。 ② 一時保護解除時には、担任を中心に、スムーズな復帰を支援する。 ③ 個人情報には十分な注意を払う。 ④ 継続的に経過観察をおこなう。 ⑤ 必要に応じて、虐待対応委員会(ケース会議)を開き、対応を検討する。

関係連絡先

大阪府中央子ども家庭センター　072−828−0161
虐待通告専用電話　072−828−0190
夜間休日通告専用電話　072−295−8737
枚方市子どもの育ち見守りセンター　050−7102−3220　（内線）10−3220

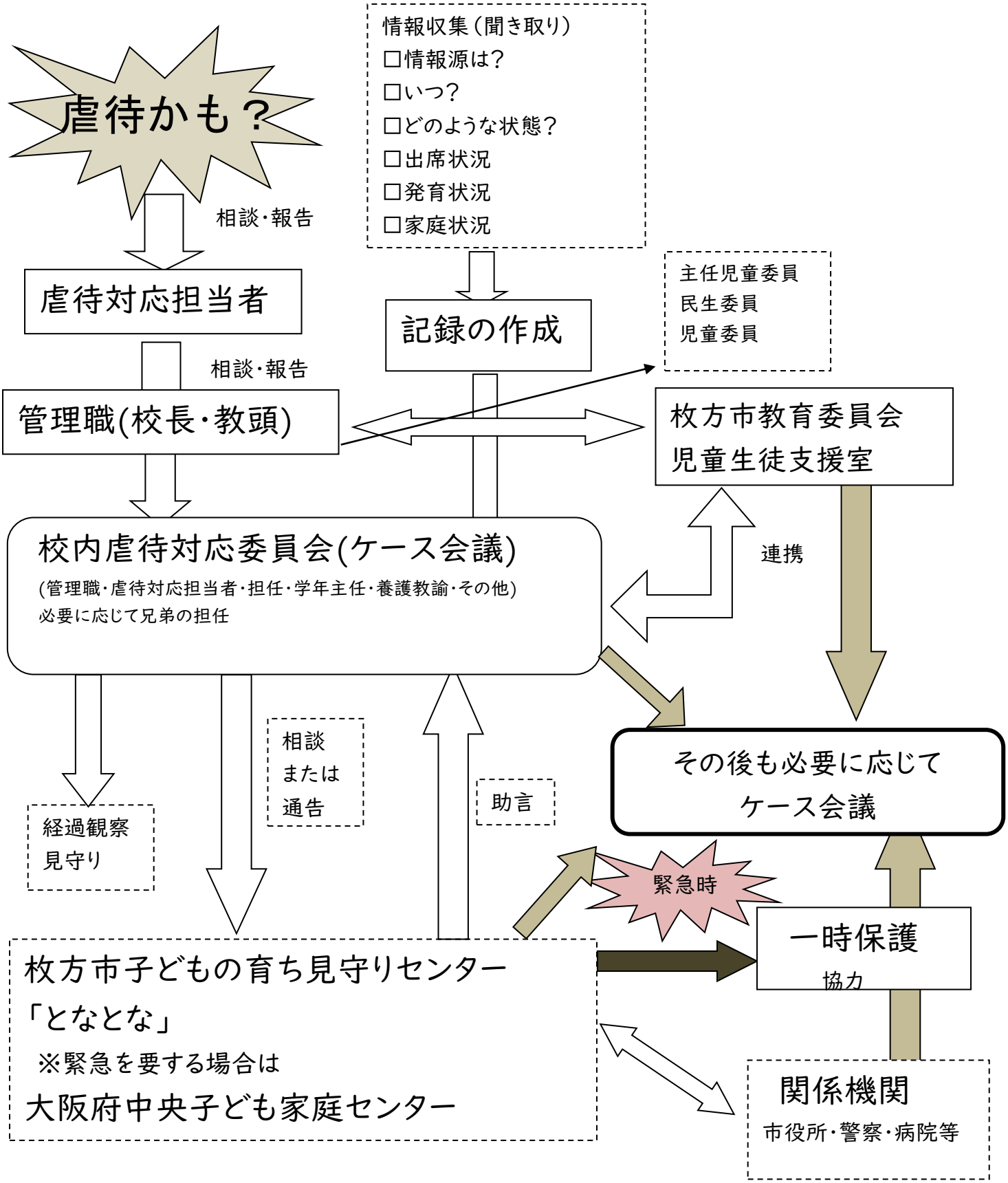
虐待かも？
相談・報告
虐待対応担当者
相談・報告
管理職(校長・教頭)
情報収集（聞き取り）
□情報源は？
□いつ？
□どのような状態？
□出席状況
□発育状況
□家庭状況
記録の作成
主任児童委員
民生委員
児童委員
枚方市教育委員会
児童生徒支援室
連携
校内虐待対応委員会(ケース会議)
(管理職・虐待対応担当者・担任・学年主任・養護教諭・その他)
必要に応じて兄弟の担任
経過観察
見守り
相談
または
通告
助言
その後も必要に応じて
ケース会議
緊急時
一時保護
協力
枚方市子どもの育ち見守りセンター
「となとな」
※緊急を要する場合は
大阪府中央子ども家庭センター
関係機関
市役所・警察・病院等

★児童虐待早期発見のための観察ポイント

A 子どもの身体的特徴

- ☐ 顔色が悪い状態や元気がない状態が継続している
- ☐ 病気の疑いはないのに体調不良をよく訴える
- ☐ 不自然な傷や火傷等の外傷、治療を受けていない傷などがある
- ☐ 体重増加が不良、低栄養状態やアンバランスな発達などがみられる
- ☐ 身体や服装に汚れなどがある
- ☐ 季節にあった服装をしていない

B 子どもの行動的特徴

- ☐ 落ち着きがない
- ☐ 無表情になることが多い
- ☐ 過度な警戒心を持つ
- ☐ 忘れ物が多い
- ☐ 給食での過食、おかわりを繰り返す
- ☐ 絵画や作文で虐待を暗示させる表現がある
- ☐ 他の子どもとの会話の中に虐待につながる会話がある
- ☐ 弁当をもってこない（店で買った物が多い）
- ☐ 保健室に行くなど、よく教室から離れる（周囲から孤立）
- ☐ 他の子どもよりも教職員に接触を求めてくる（極端なあまえ行為）
- ☐ 教職員の顔色を過度にうかがったり、接触をさけようとする
- ☐ 乱暴・攻撃的な言葉遣いをする
- ☐ 虚言、万引き、家出などの問題行動を繰り返す
- ☐ 年齢にそぐわない性的な言動がみられる
- ☐ 他の子どもをいじめる、生物に対して残虐な行為をする
- ☐ 理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退がある
- ☐ 帰宅するのをいやがる
- ☐ 保護者と目を合わさず、おどおどする（保護者をさける態度）

C 保護者、家庭の特徴等

- ☐ 学用品等を持たせない
- ☐ 欠席時の連絡が不自然（欠席理由がはっきりしない）
- ☐ 長期にわたり必要な治療などを受けさせない
- ☐ 家事が長期間放棄されている様子がある
- ☐ 表情が固く、教職員と目を合わさない
- ☐ 懇談など会う約束をしようとしても拒否することが多い
- ☐ 子どもへの否定的な態度や言葉が多い
- ☐ 不自然な言い訳や話に矛盾点が多い
- ☐ 家族関係に変化があった
- ☐ いつも外出して、子どもだけで留守番させる
- ☐ 近隣とのつきあいがなく孤立した様子である

8、地震発生時における学校の対応について

令和 3年（ 2021年） 4月
枚 方 市 教 育 委 員 会

地震発生時における学校の対応について

1　枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。

2　家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）の確認をお願いします。

3　保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状況 パターン	震度5弱以上の地震が発生
登校前	**臨時休業** ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。
登校中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 （公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として登校
在校時	地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難　⇒　以降、臨時休業 ↓ 児童・生徒の確認・保護 ↓ 安否情報及び、下校について保護者へ連絡 ↓ 【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校（教職員引率）
下校中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 （公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として自宅へ

※留守家庭児童会室の対応について
①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
③三季休業中など（学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日）に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

※児童は小学生、生徒は中学生を意味しています。

枚方市立氷室小学校